

Weekly Report

第533日号
令和元年12月9日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

平成30事務年度における所得税の調査

◆61万件の調査で9千億円の申告漏れを把握

国税庁によると、平成30事務年度（平成30年7月～令和元年6月）に実施した所得税の調査件数は、実施調査が7万4千件、簡易な接触（文書や電話、来所依頼）が53万7千件で、合計61万1千件のうち37万4千件に申告漏れ等の非違があり、9041億円の申告漏れ所得金額が把握されました。

なお、申告漏れ所得金額のうち、実地調査によるものは6024億円（1件当たり819万円）、簡易な接触は3017億円（同56万円）となっています。

◆海外取引やネット取引等での申告漏れに注意

国税庁では、富裕層や無申告者をはじめ、海外取引、ネット取引などに対する調査を積極的に行っています。また、情報収集を強化するため、今年度税制改正において、高額・悪質な無申告者等を特定するための情報を事業者等に求める仕組みが整備されました（令和2年1月以後に適用）。

◎海外取引……居住者は、海外で得た所得も原

則、申告する必要があります。なお、年末時点で5千万円超の国外財産を保有している場合は、「国外財産調書」の提出が義務付けられています。

◎ネット取引……ネットオークションやフリマアプリなどを利用した個人取引や、仮想通貨取引、動画配信、ネット広告などで所得を得た場合は申告が必要です。なお、給与所得者は、給与所得以外の所得が20万円を超える場合、申告が必要となります。

◎金地金等の譲渡……金やプラチナを売却して譲渡益が生じた場合は原則、総合課税の譲渡所得として課税されます。なお、200万円超の取引は税務署に支払調書が提出されています。

医療費控除を適用する方は領収書を整理

確定申告（還付申告）により医療費控除を適用する場合は、領収書に代えて「医療費控除の明細書」の提出が必要です（令和元年分まで領収書の添付でも可）。

明細書には「医療を受けた方」、「病院・薬局などの支払先」ごとに医療費の合計額を記入するため、領収書を整理しておきましょう。

なお、健康保険組合等が発行する医療費通知（「医療費のお知らせ」など）を添付した場合は、明細書の記入を簡略化でき、領収書の保存も不要となります。通知の発行時期などは保険組合によって異なりますが、協会けんぽの場合は1月中旬から2月上旬に送付される予定です。

来年からハローワークの求人票等が変更

来年1月6日からハローワークの求人票の様式や求人公開方法が変わります。

求人票については、掲載する情報の種類や量が増え、求人情報が詳細になります。また、ハローワーク内に設置されたパソコン（検索・登録用端末）と「ハローワークインターネットサービス」が一本化され、同じ求人情報が公開されるようになります。

これに伴い、利用者は求人条件や事業所情報などの確認や追加情報の登録が必要となります。